

令和2年度 第2回北海道森林管理局保護林管理委員会

議事概要

1.日時及び場所

令和3(2021)年3月10日(水) 14:00~16:30

北海道森林管理局 中会議室(4階) ※オンライン会議併設開催

2.議事

- (1) 生物群集保護林の地帯区分の検討について
- (2) 狩場山周辺の保護林拡充について
- (3) 保護林モニタリング調査結果について
- (4) その他

3.議事概要

(1) 生物群集保護林の地帯区分の検討について

- ・ 別寒辺牛生物群集保護林については、保存地区と保全利用地区の地帯区分を次年度に検討するという理解でよいか。
- ・ 別寒辺牛生物群集保護林の一部は国定公園(厚岸霧多布昆布森国定公園(仮称))として拡張され範囲に含まれることから、北海道が管理する国定公園の保全政策や公園への影響を踏まえた上で、保護林の管理の仕方を考えてほしい。

(事務局)現在保護林に指定されている部分は、本委員会で全域を保存地区として提案し、次年度において希少淡水魚類や希少淡水貝類の現地調査を行い、拡充と地帯区分の検討を行い委員会で示したい。

(2) 狩場山周辺の保護林拡充について

- ・ 資料のポテンシャル分布で議論をするならば、泊川の源流部(くびれ部分)はブナ林としての材積があり、クマタカ、クマゲラにも重要な場所と示されているので、科学的な見地から判断するならば保護林に指定するという考えは当然出てくる。人工林は施業せず潜在的なブナ林に戻す方向ならば、保護林に指定するのが妥当ではないか。
- ・ 気候変動とブナ生育域のシミュレーションの研究でも、将来的に狩場山地のブナ林はブナ林に適した環境として大面積で残る予測が立てられていること、西側のブナ林と東側の大平山と環境が違うため、将来的なレフュージア(逃避地)になり得ることから、連続した大面積で残すことに非常に意味がある。本州のブナ林が衰退しても当該エリアが大きなブナ林として残るという可能性の下に、環境条件の変化や将来的な変化予測を基に取り扱いを考えていただきたい。
- ・ ブナ林内で施業すると成熟木の密度が下がるので、なるべく繁殖サイズの個体密度を高く保つという意味で、保護林に指定してほしい。ある程度の密度の繁殖個体が連続してあることが遺伝的な集団サイズに効いてくる。
- ・ 当該保護林はブナ保護林であり、ブナ林の比率が高い場所や原生的で保存状態がよい場所を囲うのが原則である。ブナの比率が高く保存状態のよいところをまず保護林として指定するべき。クマタカ、クマゲラがいることは大事だが、ブナ林保存と人工林をどうブナ林に戻すかを優先して考えていくべきである。
- ・ 人工林の部分は、将来的に天然林に誘導するような施業を行い、ブナの天然林に戻すなら、今保護林に入れる選択でもよいのではないか。
- ・ 保全利用地区で行える行為以外の施業を想定しているため保全利用地区への指定は問題である、という理解でよいか。その場合、森林管理局内部での施業の合意だけではなく、公に保護区やそれに準じる形で

将来的に指定するという担保があることが望ましい。

- ・ くびれ部分の現在のトドマツ林や二次林は1回収穫し、その後潜在的な植生に戻すのか、それとも人工林、二次林ともに施業地として持続させたいということか。
- ・ くびれ部分を保全利用地区などに指定して網掛けをしておかないと、この議論が何十年と引き継がれるのは難しい(将来的に保護林に編入するための担保が欲しい)。保護林内の人工林の施業に関しては、保全利用地区として天然林に戻す作業をしているときちんと説明すれば済むのではないか。
- ・ 我々は北方トドマツ林をブナ林に戻すという技術をまだ持っておらず、確立もできてもない。加えて、広葉樹林の施業技術も持っていない。現実としては非常に難しい技術であるという認識で対応していただきたい。
- ・ 保護区の基本条件から考えると、下流部側は人為的に施業され、源流部に行くにしたがい、保護の網がきつくなるものなので、最源流部が施業環境になり、中流部が保護区として守られるということは非常に説明しづらい。
- ・ 泊川源流部分は保全利用地区に指定し、現在の人工林では天然林に移行させるための施業を1回だけ実施し、保全利用地区の質を保つために森林が発達するのを待ってから保護林に指定するなど、取り扱いを考えなおすことはできないか。

(事務局)保護林は原生的な自然が残る箇所を指定することになっており、ブナの原生林の保存状況がよい場所を中心に拡充案を考えた。くびれの部分でトドマツ人工林がある場所は、植栽や広葉樹の皆伐によるトドマツ更新を考えるのではなく、人工植栽した樹木の抜き伐りやカンバ等で単純化した部分を施業し潜在的な植生に戻したいという考えで、人工林や育成天然林は、今後天然力を活用した施業を行い、必要に応じて保護林にしていきたい。

くびれ部について保全利用地区として保護林区域に含める方向で再検討したい。将来の天然林化等も含め、施業方法についても検討した上で、再提案したい。

(3) 保護林モニタリング調査結果について

- ・ 保護林のモニタリングを継続する場合やアクションを起こさなくてはならない場合が分かるよう、調査結果にもう少し説明を記載してほしい。
- ・ 落石サカイツツジ希少個体群保護林や千歳シラネアオイ希少個体群保護林について、シカの採食や踏み付け等により生育に影響を受けることが一番懸念される。罠で捕まえると同時並行で、現在の影響が小さくても、一部だけでも早めに保護柵等を設置し、シカの影響からの保護を考えていただきたい。

(事務局)落石サカイツツジは森林管理局でも囲いワナでシカ対策を実施しているが、シカ対策は国有林全体で取り組まなくてはならない課題でもあるため、ご指摘をふまえながら対応策を考えたい。

(4) その他

- ・ 利尻島の大空沢運搬路の保護林解除は、既に運搬路が保護林から外されているヤムナイ沢と同様の取り扱いにしたいという提案と理解した。
- ・ 利尻島のスノーモービル利用については林道走行が前提の話だが、本当にルールを守って走れるのか。

(事務局)利尻島スノーモービル適正利用協議会には島でのスノーモービル利用者のほか、宗谷森林管理署も参画している。スノーモービル利用者の方達は、自主的にルールを定めルールを守る約束をしているため、当然そのルールは守っていただく。利尻島の国有林職員が巡視してルールが守られているかチェックする。

以上